　　　給油取扱所

予防規程

1. 総則
2. 保安の役割分担
3. 教育及び訓練
4. 点検及び記録
5. 危険物の貯蔵及び取扱い等
6. 改修、補修等
7. 工事請負業者等の就業
8. 火災、地震及びその他の災害時の措置
9. 予防規程に違反した者の措置
10. 総則

（目的）

第１条　この規程は、消防法第１４条の２に基づき　　　　　　　給油取扱所（以下「当所」という。）における危険物の取扱作業その他保安管理に必要な事項について定め、もって火災その他の災害を予防することを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この規程は、当所の全域に適用する。

（遵守の義務）

第３条　当所の従業員及び当所に出入りするものすべての者は、この規程を遵守しなければならない。

（告知の義務）

第４条　当所の従業員は、当所に出入りする者に対して、必要に応じて規程内容を告知し、遵守させなければならない。

（規程の変更）

第５条　この規程を変更しようとするときは、危険物保安監督者及び危険物取扱者の意見を尊重し火災予防上支障のないように変更しなければならない。

２　前項の場合においては、鳥取県西部広域行政管理組合消防局長に変更の申請をして、認可を受けなければならない。ただし、個人名の変更については、この限りではない。

第２章 保安の役割分担

（組織）

第６条　当所における保安管理を円滑かつ効果的に行うため、次のとおり役割分担を定め当所内の見やすい箇所に役割分担表を掲示すること。また、交替時は、業務日誌の記載内容を相互に確認し、業務を確実に引き継ぐこと。

保安管理任務分担表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職務担当 | 氏　名 | 在・不在 | 職務・非常時任務  代行者 | 非常時任務分担 |
| 所長 |  |  |  | 自衛消防隊長 |
| 危険物  保安監督者 |  |  |  |  |
| 危険物取扱者 |  |  |  | 通報・連絡係 |
| 危険物取扱者 |  |  |  | 消火・油処理係 |
|  |  |  |  | 避難・誘導係 |
|  |  |  |  |  |

（所長の責務）

第７条　所長は、危険物保安監督者以下を指揮し、保安上必要な業務を適切に行うとともに、施設が適切に維持管理されるよう努めなければならない。

（危険物保安監督者の責務）

第８条　危険物保安監督者は、消防法令に定められた業務を行うほか、この規程の定めるところにより、保安の維持の確保に努めなければならない。

（危険物取扱者の責務）

第９条　危険物取扱者は、消防法令に定められた業務を行うほか、この規程に定めるところにより、危険物の貯蔵及び取扱作業の安全を確保しなければならない。

（従業員の遵守事項）

第１０条　従業員は、消防法令及びこの規程を遵守するとともに、危険物保安監督者及び危険物取扱者の指示に従い、適正な危険物取扱作業及び危険物施設の維持に努めなければならない。

（営業終了時の保安管理）

第１１条　危険物保安監督者は、営業中又は営業終了時において、施設を巡回し異常の有無を確認しなければならない。

２　前項において異常が確認された場合は、あらかじめ作成した対応要領等により、直ちに応急の措置を講じるとともに、所長に当該異常及び応急措置を講じた旨を報告すること。

第３章 教育及び訓練

（保安教育）

第１２条　所長は従業員に対して次により保安教育を実施する。なお、保安教育の終了時に質疑又は試験により、正しく履修していることを確認すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対　象　者 | 実施期間･方法 | 内　　　容 |
| 全従業員 | １年　回  （講義･講話） | １　予防規程の周知徹底  ２　火災予防上の遵守事項  ３　安全作業等に関する基本的事項  ４　各自の任務、責任等の周知徹底  ５　災害対策に関する事項  ６　その他 |
| 新規採用者 | 採用時  （講義･講話） |
| その他 | 適時 | 保安上必要な事項 |

（訓練）

第１３条　訓練は、基本訓練と総合訓練とし、基本訓練は　か月に１回以上、総合訓練は　か月に１回以上とし、次により行うものとする。

⑴　基本訓練においては、通報訓練、避難訓練及び初期消火訓練を行う。

⑵　総合訓練においては、基本訓練、危険物取扱作業の緊急停止、流出した危険物の拡散防止等の防災活動を連携させ総合的に行う。

1. 点検及び記録

（危険物施設の点検）

第１４条　当所の危険物施設の構造及び設備を適正に維持管理するため、次の周期及び区分毎に点検を実施しなければならない。なお、地震時等の災害により当該施設に影響があると認められる場合にも点検を実施する。

法定点検

☆　漏えいの早期発見のため、地下貯蔵タンクの危険物量を測定する。

自主点検

☆　損傷や故障があれば直ちに火災等の災害につながるおそれのある設備の点検

週1回点検･･･　　法定点検

☆　漏えい検知管より、地下貯蔵タンク及び地下埋設配管の漏えいの有無確認する。

毎月点検･･････　　自主点検

☆　毎日点検より詳しく各部を点検する。

６ヶ月点検･･･　　自主点検

☆　毎日点検・毎月点検以外に実施する総合的な点検

年１回点検･･･　　法定点検

☆　ガソリンスタンドの諸設備を点検技術者によって年１回以上点検し、安全を確認する。

※　法定点検：消防法で義務付けられている点検

毎日点検･･･

２　所長は、危険物取扱者の中からあらかじめ点検責任者を定め、前項の点検を実施しなければならない。

３　点検を実施した者は、構造及び設備等に異常を発見した場合には、使用禁止の表示をする等適切な措置を行うとともに、その旨を点検責任者に報告し、すみやかに修理等を行わせるようにしなければならない。

４　所長は、第１項に規定により点検を実施したときは、点検者に点検部位、点検結果、点検者及び点検責任者を点検記録簿に明記させ、これを設備毎に整理し、３年間保存しなければならない。

第５章 危険物の貯蔵及び取扱い等

（危険物の貯蔵及び取扱い）

第１５条　危険物の貯蔵及び取扱いを行うときは、消防法令に従ってこれを行うとともに、次により行わなければならない。

⑴　危険物取扱者以外の者が危険物を取り扱う場合は、甲種又は乙種危険物取扱者が必ず立ち会うこと。

⑵　給油を行うときは、次によること。

■　給油中　■

○油種確認

○ノズル差込が十分か確認

○灰皿清掃は安全に行う（火のついたタバコの処理は完全か確認）

■　給油前　■

○自動車を適切な場所に誘導（固定給油設備に衝突しないよう確認すること）

○エンジン停止確認

○火気使用禁止確認

■　給油後　■

○ノズルを戻す

○車の給油キャップを閉める

○自動車を適切に道路へ誘導

⑶　移動タンク貯蔵所から危険物受入作業は、次により当所の危険物取扱者が立ち会って行うこと。なお、荷卸し時のコンタミ防止システムが搭載されたタンクローリーもあるので、この場合は当該タンクローリーに応じた作業とすること。

■　荷卸し前　■

○タンクローリーを適切な荷卸し位置に誘導

○エンジン停止確認

○注文内容と送り状の内容との相互確認

○アースの接続確認

○注入口近くの風上に消火器を配置

○事務所ドアの閉止確認

○整備室等に火気がないことを確認

○洗濯機等の使用状況確認

○受入タンク空き容量＞荷卸し予定量を確認

○油種確認！

○固定給油設備に使用禁止

○正しい注入口にホースが接続されているか確認（コンタミ防止）

○ベーパーリカバリーのホースが確実に接続されていることを確認

■　荷卸し中　■

○注入口近くに自動車を近づけないこと

○顧客の監視管理（火気使用禁止・注入口へ近づけないこと）

○受入タンクに荷が下りていることを確認

■　給油後　■

○一油種終了後毎に受入タンク油量確認し、注入口キャップ閉め施錠

○タンクローリーを適切に道路へ誘導

⑷　灯油を容器に小分けする場合は、次によること。

　ア　消防法令で定める基準に適合した容器に注入すること。

　イ　注入時に、臭い、色等を確認し、灯油にガソリン等が混入していないことを確認すること。

　ウ　注入済の容器はその場所に放置しないこと。

⑸　灯油を移動タンク貯蔵所に充填する場合は、当所の甲種または乙種危険物取扱者が必ず立ち会い、危険物の数量を確認し、危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないように監視すること。

⑹　給油又は注油、自動車等の転回、地下貯蔵タンクへの危険物の注入等の支障となるような物件を置かないとともに、常に整理整頓に努めること。

（給油等の業務以外の業務を行う際の留意事項）

第１６条　給油又は注油以外の業務を行う場合は、給油又は注油の支障とならないよう細心の注意を払うものとし、特に次の事項に留意しなければならない。

⑴　みだりに火気及び火花を発生させるおそれのある機械器具を使用しないこと。

⑵　給油又は注油、自動車の点検、整備若しくは洗車と関係がない者を専ら対象とするような業務を行わないこと。

⑶　休日等で給油業務を行っていないときは、従業員以外の者の出入りを禁止するため、ロープ、チェーン等を展張すること。

⑷　当所内にいる客等の状況に応じ、十分な従業員を配置し、その整理、誘導及び喫煙管理等を行うこと。

（駐車）

第１７条　当所内に自動車等を駐車させる場合は、給油のための一時的な停車を除き、消防法令で禁止されている場所以外のあらかじめ明示された駐車場所で行わなければならない。

第６章 改修、補修等

（所長への報告）

第１８条　点検責任者は、施設の改修、補修等が必要であると認められるときは、直ちにその旨を所長に報告すること。

（改修、補修）

第１９条　危険物施設の改修、補修工事を行う場合は、その内容に応じて変更許可等の必要な手続を行わなければならない。

２　所長は、前項の工事を行う場合、工事が安全かつ適正に行われるよう必要に応じて立ち会い、工事関係者に対して指示する等監視監督を行うとともに、工事終了後、当該工事に係る設備の点検･検査を実施し安全性を確認しなければならない。

３　所長は、当所の位置、構造、設備を明示した書類及び図面の整備、保管について、適正に整理及び管理するものとする。

第７章 工事請負業者等の就業

（工事責任者）

第２０条　工事請負業者は、工事責任者を定め、所長に報告しなければならない。

（連絡）

第２１条　工事責任者は、所長と綿密な連絡を保ち作業を行わなければならない。

（工事責任者の責務）

第２２条　工事責任者はこの規程を遵守し工事の監督にあたるとともに、作業員に周知徹底をはかり、作業の安全を確保しなければならない

（作業工程）

第２３条　工事請負業者は作業工程表を作成し所長の承認を受け、工程表に従って作業を行わなければならない。

（作業員の立入場所）

第２４条　作業員は、当所内において、当該工事に関係ある場所以外の立ち入りを禁止する。ただし、所長の許可を受けた場合はこの限りではない。

（就業時間）

第２５条　作業時間は、当所の終業時間内に限る。ただし、所長が必要を認めた場合はこの限りではない。この場合は、所長は従業員の中から保安要員を定め保安の監督をさせなければならない。

（火気使用許可）

第２６条　作業上火気等の使用を必要とする場合は，あらかじめ所長の許可を受けなければならない。

（火気使用の一時停止）

第２７条　所長は、風力、風向、気温、湿度その他に気象条件により、火災の予防上必要であると認めるときは、火気の使用を制限し、又は停止させることができる。

第８章 火災、地震及びその他の災害時の措置

（自衛の消防組織）

第２８条　所長を自衛消防隊長とし、全従業員を隊員とした自衛消防隊を編成して、火災等災害時の即応体制を整えておくものとし、その編成及び任務分担は第６条の表のとおりとする。

２　自衛消防隊長は、災害時において隊員を指揮して、初期消火その他の災害の拡大防止の措置を行い、又、公設消防隊が到着したときは火災等の概要について報告するものとする。

３　隊員は、自衛消防隊長の指揮を受け、初期消火その他災害の拡大防止に努めなければならない。

（事故時の措置、消火活動等）

第２９条　事故時の措置、消火活動等は次により行うこと。

⑴　火災の発生、危険物の漏えい等を発見又は覚知した者は、直ちに当所内の者に知らせ、**「災害発生時の通報要領」**により消防機関に通報すること。また、必要な場合は、消防隊長は当所内の者に**「緊急時の連絡先」**により関係者と連絡を取らせること。

⑵　消防隊長の指揮の下に、直ちに**「災害時の対応要領」**に基づき必要な措置を講じること。

⑶　危険物が当所外部に流出し、又は可燃性蒸気が拡散するおそれがあるときは、周辺地域の住民、通行人、車両の運転手等に対して火気の使用禁止、その他必要な協力を求めること。

（地震被害予防措置）

第３０条　地震時の災害を予防するため、適宜次の事項を行うこと。

⑴　当所の建物、その他の付随する施設及び設備の倒壊、転倒、落下物の有無等の検査。

⑵　消火設備、警報設備の作動状況及びその他の設備の安全装置の作動状況の検査。

（地震時措置）

第３１条　地震時は次の措置を講じること

⑴　自衛消防隊長は、隊員を指揮し、当所からの出火防止及び危険物の流出防止をはかること。

⑵　隊員は、顧客等へ必要な指示を与え、混乱防止のための措置を講じること。

⑶　自衛消防隊長は、自らの判断又は消防機関等からの避難命令により、指定された避難場所（別紙）への避難及び顧客への避難誘導を行うこと。

（地震後及び地震に伴う津波が発生し又は発生するおそれがある場合の措置）

第３２条　地震後及び地震に伴う津波が発生し又は発生するおそれがある場合は次の措置を講じること。

⑴　地震の規模にかかわらず、危険物施設又は建物及びこれに付随する設備の点検、検査を行い、安全の確認を行うこと。

⑵　施設及び設備の破損が確認された場合や浸水、液状化の発生するおそれがある場合は施設全体の電源の供給を閉止する等の出火防止措置及び危険物流出防止措置を講じること。

⑶　津波襲来までに、最低限必要な出火防止措置及び危険物流出防止措置を講じること。

⑷　地震及び津波に関する情報の収集を行うこと。

⑸　夜間等で従業員が少ない場合にあっては最低限必要な安全に関する措置を行うこと。

⑹　顧客が指定された避難場所へ避難できるように措置を講ずること。

（震災に備えての準備品）

第３３条　震災に備え、次の品目を常に持ち出せるよう準備しておくこと。

⑴　救急医薬品

⑵　懐中電灯、携帯ラジオ

⑶　貴重品

⑷　その他必要なもの

|  |
| --- |
|  |
| **災害発見者**  **通報連絡係**  **119番通報**  **所　長**  ■　**緊急時連絡網**■  ■　緊急時の連絡先■   * 消防署 * 警察署 * 協力会社 * 計量器メーカー * タンク・配管業者 * 土木・建設業者 * 電気業者 |

|  |
| --- |
| ▼　**災害時の対応要領**▼   * + 1. **火災発生時**   慌てずに小さな火のうちに消火すること  火災   * 消火器での初期消火 * ポンプの電源を切る * 給油作業中止 * 荷卸し作業中止   初期消火  ・・・・・・  お客様、車の避難  消防署に通報    **②油漏えい時**  ■　固定給油設備等まわりの油漏えい  固定給油設備等まわりの油漏えい  固定給油設備等からの油漏れの場合は電源を切る  漏えいした燃料を完全にふき取る  ■　荷卸し時の油漏えい  荷卸し時の油漏えい   * 計量口から * 注油口から * 通気菅から * 配管接続部から   火気厳禁（喫煙等禁止）  風上に消火器を配置  ウエスや砂で漏えいした燃料をふき取る  １１９番通報  大量漏えいの場合  ⇒一時営業停止  荷卸し中止  **③地震発生時、津波が発生するおそれがある時**  情報の収集  必要に応じて電源を切る  指定された場所へ避難誘導  顧客の状況確認  地震・津波  施設・設備の点検 |

第９章 予防規程に違反した者の措置

第３４条　所長は、この規程に違反する行為を行った者に対して、直ちにその作業を停止させるとともに、厳重注意その他必要な措置をとるものとする。

**附　則**

この規程は、　　　　年　　月　　日から施行する。